

# 社会福祉法人 慈光会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈光会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給されない。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 無報酬

2 継続かつ定期的に就業する役員の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員報酬表に定める基準額を評議員会の議決を経て決定するものとする。別途賞与の支給は行わない。

3 翌年度の報酬額は、年度末に開催される評議員会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の支給の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬別表1に定める額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員の報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定

める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、その前日に繰上げて支給する。）
- (2) 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、別表3に定める額を支給する。

2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤の理事及び非常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事及び非常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、評議委員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

別表 1 (常勤の理事の報酬表)

号 俸	支 給 基 準 額
1号俸	月額 100,000円
2号俸	月額 200,000円
3号俸	月額 300,000円
4号俸	月額 400,000円
5号俸	月額 500,000円
6号俸	月額 600,000円
7号俸	月額 700,000円
8号俸	月額 800,000円
9号俸	月額 900,000円
10号俸	月額 1,000,000円

別表 2 (非常勤の役員の報酬表)

号 俸	支 給 基 準 額
1号俸	月額 50,000円
2号俸	月額 100,000円
3号俸	月額 150,000円
4号俸	月額 200,000円
5号俸	月額 250,000円
6号俸	月額 300,000円
7号俸	月額 350,000円
8号俸	月額 400,000円
9号俸	月額 450,000円
10号俸	月額 500,000円

別表 3 (出張旅費)

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	交通費・その他
実 費	19,000円	5,000円	実 費

